

《 社会福祉法人幸清会 行動計画 》

働く職員の皆さんが仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策として次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 妊娠中及び子育てを行う職員に対する支援

: 就業規則及び育児に係る規程に準じて、育児休業や子の看護休暇の取得についての相談等の受付、育児休業取得後における労働条件に関する文書での通知等を通じて、妊娠中及び子育てを行う職員を支援します。

(育児休業等取得率70%以上を目指します。)

※育児休業等取得率＝育児休業等の取得数／出産者数

目標2 子育てと就業が両立できるための支援

: 平成27年5月より一部地域において0歳時から小学生までを対象とした認可外保育所を開設するほか、事業所のパブリックスペースの一部を児童などが下校後の生活の場として活用できるよう解放し、児童の健全な育成を支援します。また現在、保育所を有さない地域においても段階的に保育所の設置について検討をしていきます。

目標3 雇用環境・就労に係る機会等への支援

: 女性管理職の育成と活躍の機会を増やすため、管理職より一つ下の職種である生活相談員やケアマネジャーの女性割合が現状の17%から19%になるように、必要な資格取得について推奨します。

目標4 次世代の育成支援

: 学生のインターンシップ（職業体験）を積極的に受け入れ、次世代を担う若年者が、早い段階から実際に仕事や職場を体験し、福祉に対する理解を深めることができるための支援を行います。